

施設配置の基本方針案

1. 検討の前提

中野区の施設は、23区の中でも相対的に数が多く、その大半が直営で単独の目的のために設置されたものが多いため、区の財源、職員の大きな割合がそこに投入されている。今後、大多数の施設が老朽化し、その施設の維持と運営に関する負担は大幅に増加することが見込まれている。

区民のライフスタイルの多様化がすすみ、公共施設やサービスに対する区民のニーズは大きく変化してきている。少子高齢化による人口構成の変化も大きく、子どもや高齢者対象の施設やサービスなど、ニーズの増加・変化に応えることのできないものも増えてきている。区では、施設数は多いものの、区民が求める施設・サービスは不足しているという需給のアンバランスが生じている。

行政の専管領域と見られていた公共サービスにも、民間事業者やNPOなど多様な供給主体が参入し、創意・工夫をしながら事業・施設の運営に取り組んでいる。地域では、関心をもつテーマについて、行政の対応を待つのではなく、区民グループが主体的に活動を展開するなどの動きがある。これらの活動は、地域における人々の連携を強め、地域を豊かにしていく大きな力となっていくことも期待されている。

情報技術の活用などにより非施設サービスへの転換を進めるとともに、新たに制度化された指定管理者制度の活用等、NPOや区民活動など民間の力を活用した施設運営、用地活用による民設民営の施設整備手法などが必要になっている。

2. 検討の視点 ~ゼロベースで考える~

真に必要とされるサービスを見極め、それを区民に提供していくためにどのような施設が必要であるかを、ゼロベースの視点で検討する。

- (1) 今ある区施設を一旦ないものとする。
- (2) 新たな中野区基本構想が示す「中野のまちの将来像」を実現するた

めに求められる施設の機能を明らかにする。

(3) この機能の実現のため、以下の考え方を基本として区有施設の再配置を行う。

- 民間で広範に生まれる公共サービス提供の力を積極的に活用する。
- 情報技術の進展などを最大限に生かし非施設サービスへの展開を進める。
- 施設機能の複合化・多機能化、施設空間の時間的区分により、同一施設の最大活用を図る。
- 施設相互間の連携によって新たなサービスを生み出す。
- 民間施設との複合化、連携も視野に入れる。

3. 求められる施設の機能

新たな基本構想では、中野区が直面している様々な課題と危機に対して、これまでのやり方を続けるのではなく、持続可能な未来に向かって新しいあり方を描く。その大筋の考え方は「基礎となる考え方」(案)「基本構想の構成案」に示してあるが、これを実現していくために求められる機能を以下のとおり整理する。機能は必ずしも区が直接提供するものではない。また、施設によらないで提供される機能もある。

将来必要な機能

【子ども家庭関連】

乳幼児を保育するための機能

乳幼児の成長・発達に関する相談をするための機能

遊びを通じた乳幼児親子の子育て支援の機能

放課後児童の保護や遊ぶための機能

児童・生徒が健全に成長していくために必要な相談するための機能

乳幼児の療育指導をするための機能

母子世帯の自立支援と生活の安定のための機能

子どもの虐待に対して発見・相談・支援が地域で行われる機能

DV被害者の女性の自立を支援するための機能

男女共同参画社会を推進するための機能

小学生が活発に創造性豊かに遊ぶための機能

中学生や高校生が自由に仲間づくりや交流の機会を広げるための機能
幼児に対する教育と保育を一体的に提供する機能

【保健福祉関連】

在宅での介護を受けることが困難な要介護者（虚弱高齢者）が、現在の状況を維持、生活を確保するための機能

高齢者、障害者が居宅で日常生活を営めるよう機能回復訓練等を行うための機能

高齢者が地域の中で、健康を維持し、明るく生活するための機能

障害者に生活指導、作業指導を行うための機能

- 保健サービスの提供と福祉に関する相談支援を行うための機能

高齢者、障害者が地域で共同生活を営む機能

身近な地域で、福祉サービスの利用者の権利を擁護するための機能

【区民生活関連】

住宅困窮世帯等が安心して暮らし続けられるための機能

- 区民が地域の中で自主的な活動をするための機能

廃棄物の収集、運搬等清掃作業の運営管理を行う機能

区民が公共・公益的活動を行うための場を提供し支援する機能

起業家を育成するための機能

リサイクルのストックヤード機能

高齢者、障害者、女性、若者の職業教育及び就労の機会を生み出す機能

届出・証明など窓口サービス機能

【教育関連】

幼児・児童・生徒を教育する機能

豊かな情操をはぐくむとともに知力を高め、社会性を身につけさせる機能

身近な地域で、多様で充実した市民スポーツを行うための機能

文化・芸術活動（鑑賞・発表）をするための機能

良質な知的資産や平和関連の資料を収集・保管し区民の閲覧・鑑賞に供するための機能

【都市整備関連】

みどりに親しみ、やすらぎとゆとりを感じ憩うための機能

区民が安全に歩行できる空間を確保する機能

【その他】

災害時に一時的な保護・安全を確保する機能

区の事務所等公用のための機能

4 . 不用となる土地・施設の活用

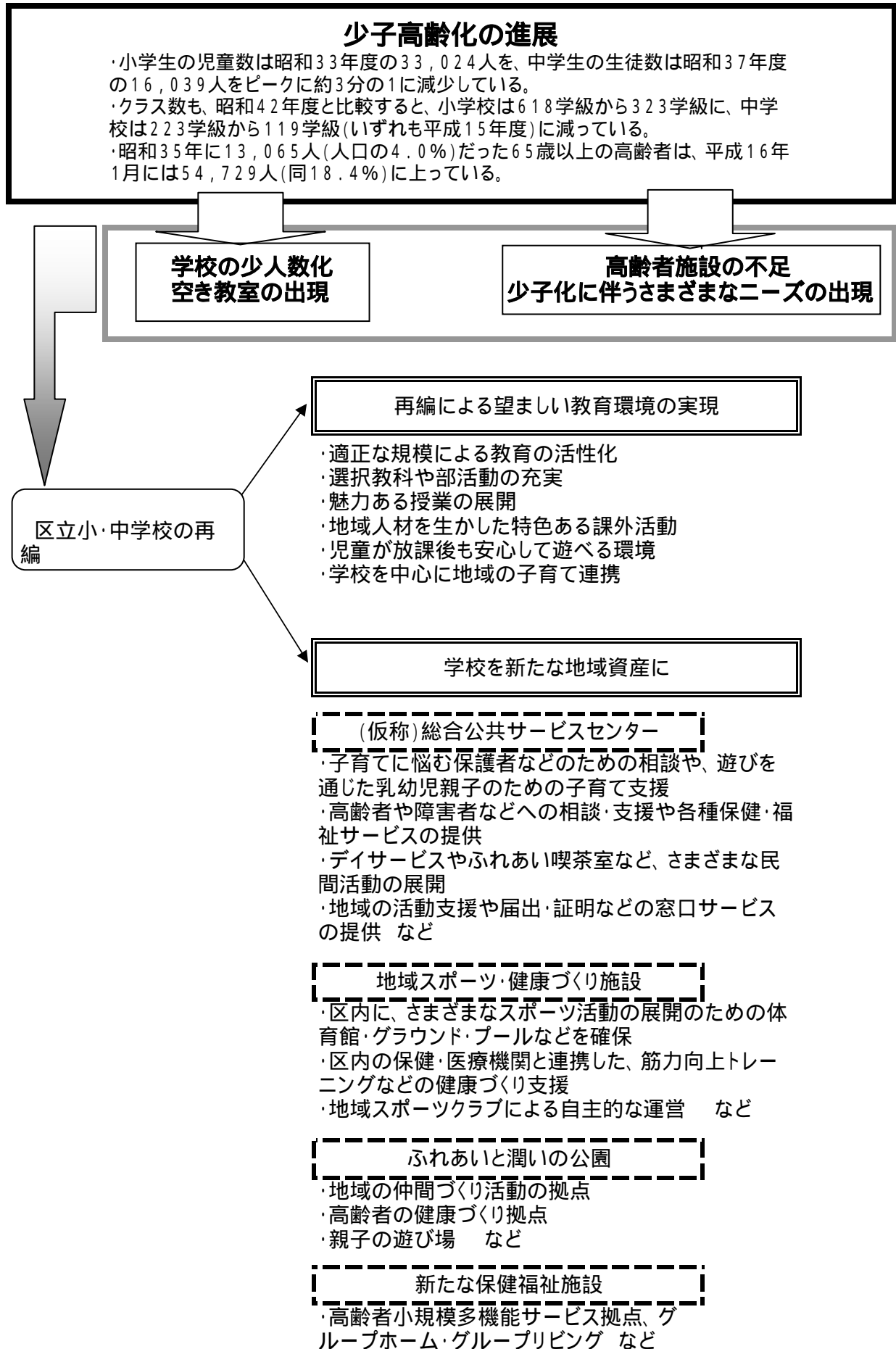
現在使われている施設のうち、新たな施設配置を行った結果、不用となる施設（土地・建物）については、可能な限り区の財産として保有しながら、その活用を図る。また、計画があっても現在まで整備されていない土地、当初の予定が変更になり現在用途が定まっていない施設などについても、改めて精査し、有効活用を図る。

（活用例）

- ・他の区有施設に転用
- ・民間に貸与（無償・有償）し、施設を誘導
- ・民間に賃貸
- ・売却

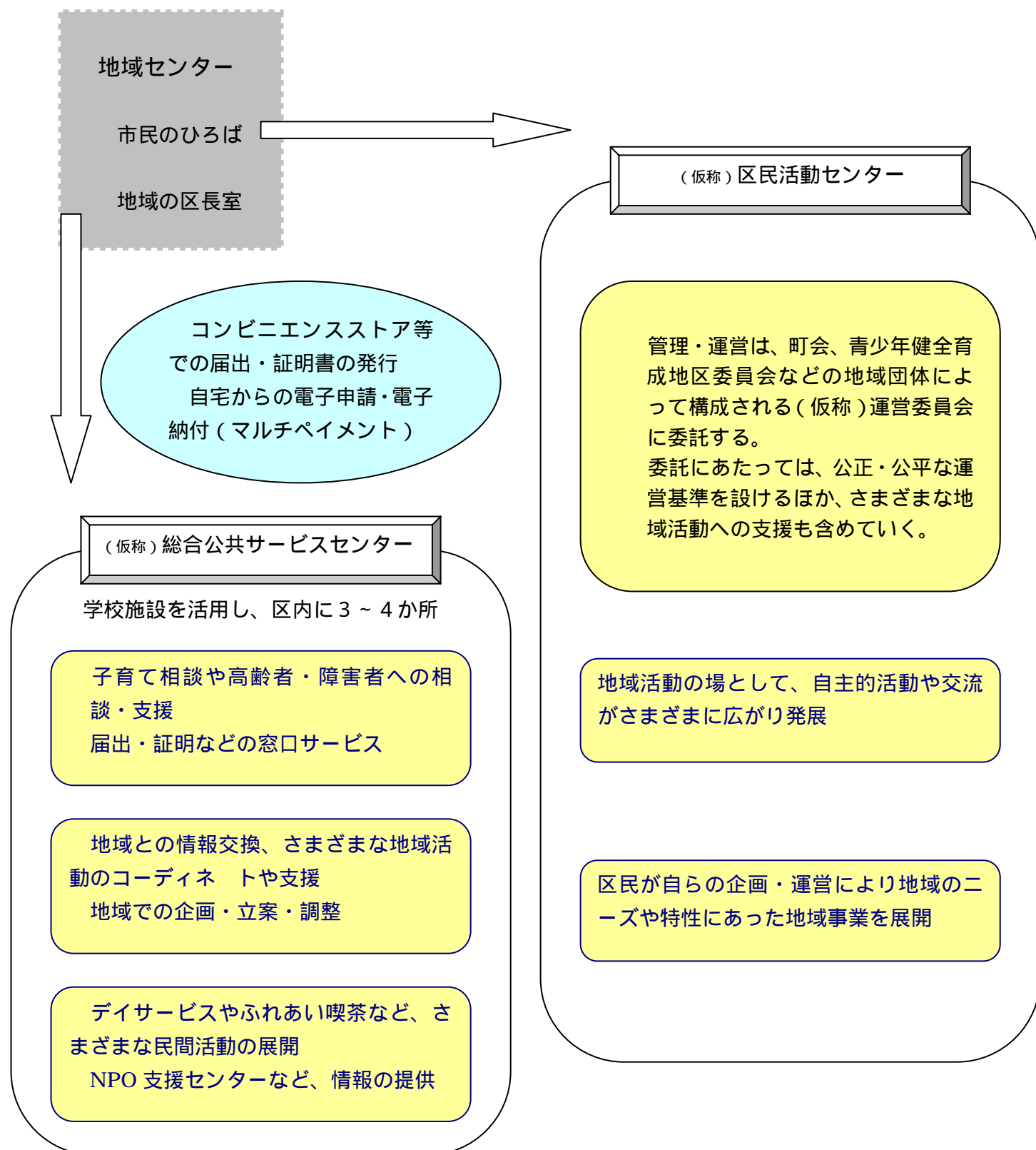
新たな施設展開について

時代の変化に伴う施設対応のあり方について（学校を中心に）



地域における区民活動支援とサービス提供の新たな展開

- ・地域センターは(仮称)区民活動センターに転換し、自由度の高い、地域の運営委員会による自主的な管理・運営が可能に
- ・地域センターの窓口サービスは(仮称)総合公共サービスセンターへ移行し、より専門的な相談やサービスの提供も可能に



新たな小・中学校

- ・ 自分の将来に希望や明確な目的を持てる子どもたちを育てるため、子どもにとって良好な集団規模による教育環境を実現する。
- ・ 現在の学校では、少人数化による集団活力低下やクラス数減少により専任教諭を確保することが難しくなるなど、学校の小規模化による教育指導の問題がある。また、少ない教員で部活動や授業以外の校務を分担するため、個別指導や教育相談にける減少するなどの学校運営面のマイナス面もある。
- ・ これらを改善し、小・中学校とも望ましい規模が維持できるように次のとおり学校再編を行う。
 1. 区立小中学校の望ましい規模は、次のとおりとする。
 - 小学校： 18学級程度。少なくとも学年2学級以上
 - 中学校： 15学級程度。少なくとも学年3学級以上
 2. 小学校で学年2学級未満、中学校で学年3学級未満となる学年のある学校は、再編、通学区域の見直し等により、可能なかぎり早急に解消する。
 3. 再編にあたっては、原則として最小限度の改修等の工事を行った上で既存の校舎を活用する。
 4. 再編における統合校は、全体的なバランスを考慮しつつ、できるだけ広い面積が確保できる場所に設置する。
 5. 通学区域については、現行の通学区域を尊重しつつ、次の点を勘案し総合的に判断して調整する。
 - 幹線道路の横断を可能な限り避ける
 - 小学校と中学校の通学区域の整合性を図る
 - 通学距離は過度に長くなることを避ける
 6. 再編を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置する。
- ・ 再編後の小学校は21校程度、中学校は7校程度を想定する。
- ・ 再編後の小・中学校は、地域全体で子どもたちを見守り、地域の健全育成の拠点、地域全体の学びの場として新たな機能を生み出す施設に進化させる。
- ・ 図書館と学校図書館との連携による蔵書の拡充、子どもの読書活動支援、地域での利用拡充等、新たな図書サービスの展開を行い、学校施設を地域の地域資産として活用を図る。

(仮称)総合公共サービスセンター (3～4箇所)

- ・ 障害者・高齢者・子育てをする父母など、何らかの支援を要する人たちが身近な地域で専門的な相談や必要なサービスを受けられる施設とする。
- ・ 介護事業者やNPO等との連携により新たなサービスを創造し、区民にとって利便性の高いサービス提供をする。
 - 住民票の申請などの窓口を置き地域の利便性を確保する。
 - 地域活動の支援や地域での企画・立案・調整を行う担当職員を配置する。

施設で受けられる主な内容は

子どもから高齢者、障害者の方までを対象に、保健・福祉・子育てなど何らかの相談や支援が必要なときの専門的な相談や必要なサービスの提供
遊びを通じた乳幼児親子のふれあいや仲間作りなど、子育て支援のための機会や場の提供
高齢者に対する配食サービス、ふれあい食事サービス、デイサービス、ホームヘルプサービスなど、NPO等が提供するサービス
届出・証明などの窓口サービスや、地域活動の支援や地域における政策調整

地域スポーツ・健康づくり施設（3～4箇所）

- ・ 心身ともに健やかで充実した生活をおくることができるよう、地域で区民だれもが気軽にさまざまなスポーツ活動に親しみ、健康づくりを行う。
- ・ 総合体育館、グラウンド、プールを区内に確保する。
- ・ 幼児から高齢者まで、自分のライフスタイルに応じて様々なスポーツに参加することができる「地域スポーツクラブ」を設置する。
- ・ 施設の運営は、地域スポーツクラブが地域の実情にあわせて自主的に行う。
- ・ 区内の保健・医療機関と連携し、筋力向上トレーニングの実施など健康づくりを支援する。

新しい子ども施設 発展し分化する児童館

放課後児童の保護、遊ぶための機能、子育て相談などの機能は、小学校に取り込み、現在の児童館は、特色のある新たな子ども施設や中高生対応の施設へと転換する。

《小学校》

- ・ 小学生は、放課後も校内で校庭や体育館を使いながら安心してのびのびと過ごすことができる。
- ・ 学校を中心に保護者や地域活動団体等が連携し、子どもたちを見守り、育ちを支援する。
- ・ 学校に多くの目が注がれることにより、安全性が高まる。
- ・ 子どもへの関わりをきっかけとして、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。
- ・ 教員が地域との緊密な連携を取ることで、子どものことをより十分に把握できる。

《特色のあるこども施設》

- ・ 囲碁や将棋、情報技術、科学や天文、英語の学習、踊りや音楽の練習など、子どもの創造性を育む専門的な設備・機能を備え、子どもの興味や関心に応える。
- ・ 地域活動団体やNPOなども含め多様な主体により運営される。

《中高生対応の施設》

- ・ バンドの練習やインターネットを利用した情報収集など、中高生のグループ活動や学習のための設備を備える。
- ・ 中高生に活動の場を提供し、学校の枠にとらわれない地域での交流を図る施設とする。
- ・ 地域のニーズや情報を収集し提供することで、中高生のボランティア活動を支援する。
- ・ 中高生が運営に積極的に参加し、社会性を身につける。

〔仮称〕区民活動センター

- ・ 現在の地域センター15か所を「〔仮称〕区民活動センター」に転換し、区民が地域の中で自主的な活動をするための場とする。
- ・ 各地域に応じた自由な活動が展開できる場とする。
- ・ 管理・運営は、町会、青少年健全育成地区委員会などさまざまな地域団体によって構成される〔仮称〕運営委員会に委託し、夜間の利用など利用時間帯等についても柔軟な対応ができるようにする。
- ・ 管理・運営委託にはさまざまな活動を支援する機能も含める。
- ・ 地域事業については、区民自らの企画・運営によるものとする。
- ・ 地域センターの職員が担ってきた地域情報の収集、地域での企画調整、地域活動支援は、〔仮称〕総合公共サービスセンターまたは本庁の担当職員が行う。
- ・ 地域センターの窓口業務は、〔仮称〕総合公共サービスセンターに集中して行うほか、コンビニエンスストア等でもその一部を行い利便性を高める。

図書館

- ・ 区民の自主的、主体的学習活動を支援するため、施設の適正配置や学校図書館との連携を図り、利便性の高いサービスの提供をめざす。
- ・ 図書館は、平和、男女共同参画、産業振興など各館ごとに特色のある蔵書の収集や保管を行い、個性ある図書館に再編する。
- ・ 図書館と学校図書館との連携により、蔵書の拡充、子どもの読書活動支援、より身近な場所での図書館利用など、新たな図書サービスの展開を行う。
- ・ 歴史民俗資料館や平和資料展示室との連携や相互利用を拡充し、質の高い資料の収集や保管、展示を実現する。

保育園・幼稚園

- ・ 同年齢の幼児が施設の種別によらず、等質な教育や育児サービスの提供を受けられるよう連携を強め、負担の公平化を行う。
- ・ 運営は指定管理者制度の活用や民営化を進め、多様な事業展開や保育時間の延長など、区民の利便性の向上を図る。

〔仮称〕高齢者いきいき会館 新しい高齢者会館

- ・ 高齢者が、地域の中で健康を維持し明るく生活するための健康づくりの拠点とする。
- ・ 転倒防止や生活改善指導等、心身機能低下の進行を遅らせ、生涯現役をめざす。
- ・ 運営は地域の団体に委託し、区の保健福祉事業と連携してサービスを提供する。